

平成 3 1 年第 2 回臨時会

津別町議会会議録

平成 31 年第 2 回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 平成 31 年 2 月 4 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 31 年 2 月 12 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 31 年 2 月 12 日 午前 10 時 20 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞 稚 子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	藤原 勝美	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課主幹	石川 波江	○
総 務 課 主 幹	近野 幸彦	○	学校給食センター主幹	阿部 勝弘	○
住民企画課参事	森井 研児	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課主幹	松木 幸次	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
住民企画課主幹	中橋 正典	○	選挙管理委員会次長	近野 幸彦	○
住民企画課主幹	加藤 端陽	○	監査委員会事務局長	松橋 正樹	○
保健福祉課長	小野 淳子	○			
保健福祉課主幹	千葉 誠	○			
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小野 敏明	○			
産業振興課主幹	小泉 政敏	○			
建設課長	石川 篤	○			
建設課主幹	石川 勝己	○			
会計管理者	五十嵐 正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松橋 正樹	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	小西 美和子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	9番 佐藤 久哉 1番 篠原眞稚子
2			会期の決定	2月12日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	選任	1	常任委員の選任について	
6	〃	2	議会運営委員の選任について	
7	議案	1	津別町生活改善センター条例等の一部を 改正する条例の制定について	
8	〃	2	北海道市町村総合事務組合規約の制定並 びに廃止について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより平成 31 年第 2 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

9 番 佐藤 久哉 君 1 番 篠原 眞稚子 さん

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。本日ここに第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第1回臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、二水郷中学生との相互交流事業に係る訪問団の受け入れについてであります。1月22日から24日までの予定で、二水国民中学校の2年生男子3名、女子4名と陳静宜校長ほか教員5人、学校関係者2名の計15人が来町されました。

22日に女満別空港から直接、役場に表敬訪問され、町職員とともに歓迎したところであります。23日には、議長をはじめとする議員各位の出席をいただき、中学校での歓迎セレモニーを行いました。各教室での書写の授業体験、英語の授業見学の後、一緒に給食を食べながら交流を行い、場所をノーザンアークスキー場に移して、スキー体験を実施し、初心者が多い中、スキーの楽しさを満喫されたことと思います。

翌日は、吹雪の影響で中学校が臨時休校となり、本来津別を離れる日程のところ中学生同士の交流を優先事項と考え、急遽、予定を翌日に延期し、1日多く津別町に滞

在することとなりました。

25日のお別れセレモニーでは、お互いにお別れの言葉が交わされた後、玄関前から津別中学校2年生全員が見送り、交流団一行を乗せたバスが見えなくなるまで手を振っていました。

今回の中学生交流事業の受け入れは、冬の津別町を体験したいとの申し入れにより、急遽実現したものでありますが、この間の経過を踏まえ、今後の交流事業に生かしていく所存であります。

なお、このたびの訪問団受け入れに際しまして、全行程での通訳を担っていただきました北見工業大学の邱泰瑛助教に対しまして、改めて厚くお礼を申し上げる次第です。

次に、国営農地再編整備事業についてであります。平成27年に実施地区となり4年を経過するところですが、1月25日、管内選出の武部代議士並びに吉川農林水産大臣をはじめとする農林水産省及び国土交通省北海道局の関係部署に対し事業の進捗状況報告と、平成30年度補正予算及び平成31年度予算措置等についての要請活動を行ってまいりました。

今年度は、台風の影響や大きな災害もなく、ほぼ計画どおり順調に工事が進むとともに、整備後に作付けされた圃場の事業実施効果について、動画を用いながら関係者に説明したところです。

なお2月7日、国の第2次補正予算が成立し、翌8日に武部代議士より津別分について満額確保されたとの連絡が入ったところです。今後におきましても予算の確保により、事業の着実な実施を図り、平成36年度までの計画年度内で完了できるよう、引き続き国営事業促進期成会及び推進協議会の役員等事業関係者と連携し、関係機関への適切な要請活動を行ってまいります。

なお、今議会におきまして、条例改正等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎選任第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、選任第1号 常任委員の選任を行います。

常任委員の任期満了にあたり、次期委員の選任については委員会条例第7条第5項の規定を適用し、同条第4項の規定により、議長において指名したいと思いますが、指名しようとする所属常任委員会名と議員の氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（松橋正樹君） 議長にかわりまして、指名しようとする常任委員会ごとの議員の氏名を朗読いたします。

総務文教常任委員会委員に篠原眞稚子議員、小林教行議員、高橋剛議員、山内彬議員、鹿中順一議員。

産業福祉常任委員会委員に村田政義議員、乃村吉春議員、渡邊直樹議員、巴光政議員、佐藤久哉議員。

以上で朗読を終わります。

○議長（鹿中順一君） ただいま事務局長の朗読のとおり、指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

◎選任第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、選任第2号 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の任期満了にあたり、次期委員の選任については、委員会条例第7条第5項の規定を適用し、同条第4項の規定により、議長において指名したいと思いますが、指名しようとする議員の氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（松橋正樹君） 議長にかわりまして、指名しようとする議会運営委員の議員の氏名を朗読いたします。

議会運営委員会委員に篠原真稚子議員、乃村吉春議員、高橋剛議員、巴光政議員。

以上で朗読を終わります。

○議長（鹿中順一君） ただいま、事務局長の朗読のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を議会運営委員に選任することに決定しました。

◎議案第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第1号 津別町生活改善センター条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（石川波江さん） ただいま上程となりました議案第1号 津別町生活改善センター条例等の一部を改正する条例について、内容の説明をいたします。

津別町生活改善センター条例の一部改正について、説明資料にて説明させていただきます。1ページをお開きください。このたびの条例改正の理由につきましては、昭和45年12月に山村振興開発事業により建設された本施設は、昭和48年に行政内部機構の改編により、民生部局に所管が移った際に「町民会館」と名付けられ今日に至っており、名称の統一を図るためです。

改正の内容といたしまして、「津別町生活改善センター」を「津別町町民会館」に名称を改めるものです。

それでは、改正条文について津別町生活改善センター条例新旧対照表でご説明させていただきます。題名を「津別町生活改善センター」から「津別町町民会館」に変更し、第1条におきましては、津別町生活改善センター（以下「センター」という。）を津別町町民会館（以下「会館」という。）に改めるものです。2条につきましても、「センター」を「会館」に、「津別町生活改善センター」を「津別町町民会館」に改める名称の変更であります。第3条から第5条までの規定、2ページ目の第9条及び第11条

を「センター」から「会館」に改めるものです。

次に、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正について説明いたします。説明資料の2ページをご覧ください。改正条文について、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例新旧対照表にて説明いたします。第2条第3号の「生活改善センター」を「町民会館」に改める名称の変更となるものです。

次に、津別町使用料条例の一部改正について説明いたします。説明資料3ページをお開きください。改正条文について津別町使用料条例新旧対照表にて説明いたします。第2条第4号の「津別町生活改善センター」を「町民会館」に名称の変更と合わせて別表第4の第1号室料と、第2号備付物件等についても名称変更となるものです。

それでは、議案条文に戻っていただきまして附則につきましては、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。また、経過措置として、この条例の施行前に第1条の規定による改正前の津別町生活改善センター条例第5条の規定により、センターの施設および備付物件の使用を許可したのものについては、第1条の規定による改正後の津別町町民会館条例第5条の規定に基づき許可されたものとみなすものです。

このたび臨時議会がありましたので、利用者への周知期間を設けることや予算書等の印刷物についても名称変更をしたもので作成できればと思い提案させていただきました。

以上、津別町生活改善センター条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいま上程となりました議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてをご説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合は、津別町も構成員となっている組合であり、取り扱っている事務の内容は、消防組織法の規定による非常勤消防団員に係る損害賠償に関する事務及び、退職報奨金支給に関する事務をはじめ消防法の規定による消防作業に従事した者または救急業務に協力した者、水防法の規定による非常勤の水防団長または水防団員、災害対策基本法の規定に基づく応急措置業務に従事した者に係る損害賠償に関する事務、さらに地方公務員災害補償法の規定に基づく非常勤職員などの公務上の災害に対する補償に関する事務を行っている組織であります。このたび当組合から規約の制定と廃止が求められているものであります。

規約の制定と廃止の理由及び規約の概要につきましては、説明資料に基づきご説明いたしますので、説明資料の4ページをご覧ください。

1の制定、廃止理由につきましては、地方自治法上、加入のできない北海道を構成員とする一部事務組合が加入していることから、その是正を行うものであります。

2の規約概要につきましては、現行規約を廃止し、新たに規約を制定するものであ

り、別表第1および別表第2から加入のできない一部組合であります石狩東部広域水道事業企業団、石狩西部広域水道企業団および北海道市町村職員退職手当組合を削除するものであります。

新旧対照表をご覧ください。別表第1および5ページの別表第2のように、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団および北海道市町村職員退職手当組合を削除するものであります。

4ページにお戻り願います。第14条に他の地方公共団体から事務の委託を受けられる旨の条文を加えることとし、これにより別表から削除された3団体に係る事務処理の委託を受けられるようにしているものであります。

議案の本文にお戻り願います。本文につきましては、ただいまご説明の内容を条文化したものでございます。

附則をご覧ください。第1項において、新たな規約の施行日は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日としております。第2項において、現行規約の廃止の条文を規定しています。

以上、議案第2号のご説明を申し上げましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で本臨時会に付議された事件はすべて終了しました。

これで平成31年第2回津別町議会臨時会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時20分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員